

松戸市立総合医療センター施設総合管理業務委託制限付き一般競争入札  
(事後審査型)の実施について

松戸市立総合医療センター  
事務局 管財課

下記のとおり、制限付き一般競争入札(事後審査型)を実施する予定なので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び松戸市病院事業会計規程(昭和43年松戸市病院事業規程第5号)第93条の規定により公告する。

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 委託名称 松戸市立総合医療センター施設総合管理業務委託
- (2) 委託場所 千葉県松戸市千駄堀993番地の1
- (3) 委託期間 契約締結日 から 令和 8年 3月31日まで  
履行期間は 令和 5年 4月1日 から 令和8年 3月31日まで
- (4) 委託案件の概要  
松戸市立総合医療センターの以下の維持管理業務委託  
ア 統括管理業務  
イ ヘルプデスク業務  
ウ 建物・設備管理業務  
エ 警備業務  
オ 清掃業務  
カ 電話交換業務  
詳細は、仕様書等に定めるとおり

2 予定価格 金1,350,360,000円(税込み)(3年間総額)

3 最低制限価格 有(事後公表)

4 提出書類及び仕様書等の入手方法

- (1) 提出書類  
ア 期間  
令和4年12月21日(水)から令和5年1月11日(水)午後5時まで  
イ 場所

「松戸市病院事業ホームページ」からダウンロードすること。  
(<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/information/r4/mchkanzai20221221.html>)

(2) 仕様書及び図面等

ア 期間

令和4年12月21日（水）午後1時から令和5年1月11日（水）  
午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第187号））を除く午前9時から午後5時まで。

イ 場所

松戸市千駄堀993番地の1

松戸市立総合医療センター4階 事務局管財課にて交付する。

※DVD-Rを1枚持参してください。

5 事業所の適正化に向けて

- (1) 入札に係る契約を締結するに足る能力を有していること。
- (2) 業を営むにあたり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること。
- (3) 業務履行中のトラブルの対処に係る能力及び体制が整っていること。
- (4) その他

ア 受注者の事業実態の調査・確認をすることがあります。

なお、当該事業所の営業活動の実態等が適正でないことが明らかになった場合には、契約の解除又は入札参加資格を抹消することがあります。

イ 誓約書の提出について

事業所の適正化について、指定の誓約書を提出すること。

6 入札参加資格

①単独企業及びJVの要件

本業務に参加できる者は、単独企業又はJVとし、参加表明時点において次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

なお、複数のJVに所属すること、並びにJVに所属しながら単独で参加することは認められません。

(1) 単独企業及びJV共通

ア 次に掲げるいずれの者でないこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(イ) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過していない者、又は6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出している者

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て中、又は更生手続中の者

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て中、又は再生手続中の者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号)第2条第2号から第4号まで、又は第6号の規定に該当する者

(カ) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属している者

(キ) 経常損益が直近3か年連続でマイナスになっていないこと(共同企業体等においては、構成員全てとすること)

イ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札参加申込をすることはできない。

ウ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

エ 単独企業及びJVの幹事者は本事業の遂行に必要な資格を有し、又は関連企業、協力企業並びにJVの構成員等を含めて必要な資格等を網羅し、一連の業務を確実に遂行できる者であること。

オ 平成24年12月1日から令和4年11月30日までに、日本国内において、申込者は、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院(以下、「病院」という。)のうち、災害拠点病院かつ感染症指定医療機関であり三次救命救急機能を有する600床以上の病院における3年以上の統括管理業務(建物・設備管理、清掃業務、警備業務、電話交換業務)の元請け(共同企業体等においては、幹事者に限り)として履行した実績を1件以上有している者であること。ただし、履行中のものでも構わない。(業務内容を確認できる調書が必要)

カ 本事業の申込日から入札まで、指名停止の措置を受けていないこと。

## (2) 単独企業

ア 令和4・5年度松戸市入札参加業者資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載され、「建物管理・清掃」の「建物施設管理業務」及び「病院清掃」、「警備・受付・施設運営」の「施設警備」に登録している者であること。

イ 6①(1)オに記載の実績を有する者であること。(JVでの契約の場合、自社で履行している契約に限ります。)

ウ 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める院内清掃業務に関する医療関連サービスマーク(以下、「医療関連サービスマーク」という。)の認定を受けている者であること。

## (3)-1 JV(幹事者)

ア 統括管理業務及び建物・設備管理業務を履行する者であること。なお、契約期間中に幹事者を変更することはできません。

イ 名簿に登載され、「建物管理・清掃」の「建物施設管理業務」に登録している者であること。

ウ 600床以上の病院において統括管理業務及び建物・設備管理業務を3年以上継続して履行した実績を有する者であること。(当該実績がJVでの契約の場合、自社で履行している契約に限ります。)

エ 警備業務を履行する場合、「警備・受付・施設運営」の「施設警備」に登録している者であること。また、600床以上の病院において、警備業務を3年以上継続して履行した実績を有している者であること。

オ 清掃業務を履行する場合、「建物管理・清掃」の「病院清掃」に登録し

ている者のうち、医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。また、600床以上の病院において、清掃業務を3年以上継続して履行した実績を有している者であること。

カ 幹事者の出資比率が、構成員のうち最大であること。

(3)ー2 JV（幹事者以外の構成員）

ア 警備業務を履行する者は、名簿に登載され「警備・受付・施設運営」の「施設警備」に登録している者であること。また、600床以上の病院において、警備業務を3年以上継続して履行した実績を有している者であること。

イ 清掃業務を履行する者は、名簿に登載され「建物管理・清掃」の「病院清掃」に登録している者のうち、医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。また、600床以上の病院において、清掃業務を3年以上継続して履行した実績を有している者であること。

②統括責任者等の要件

(1) 統括責任者、副統括責任者及び業務責任者

ア 受注者は、本業務の実施に当たり、病院を統括して管理業務を行う統括責任者を1名選任し、発注者に書面により届け出た上で配置すること。

なお、当該統括責任者は、600床以上の病院で複数（設備、清掃、警備）の業務を取りまとめた総合維持管理業務等の統括責任者経験を3年以上積んだ者、もしくは、600床以上の病院で建物・設備運転管理業務の業務責任者経験を5年以上積んだ者を選任すること。

イ 受注者は、本業務の実施に当たり、統括責任者の補佐を行う副統括責任者を1名選任し、発注者に書面により届け出た上で配置すること。

なお、副統括責任者は、600床以上の病院で総合維持管理業務等の業務経験を1年以上積んだ者、もしくは、600床以上の病院で建物・設備運転管理業務の業務経験を5年以上積んだ者を選任すること。

ウ 受注者は、本業務の実施に当たり、ヘルプデスク、建物・設備運転管理、清掃、警備及び電話交換の各業務の業務責任者を1名選任し、発注者に書面により届け出た上で配置すること。

なお、業務責任者は、300床以上の病院で、担当する業務の実務経験を3年以上積んだ者を選任すること。

また、業務責任者は複数の業務責任者を兼任できない。

エ 統括責任者、副統括責任者及び業務責任者は、本業務の目的を十分理解し、本業務を管理するために必要な知識、経験、資格等を有する者とし、統括責任者及び副統括責任者については、受注者と直接雇用関係にある者とする。

オ 統括責任者及び副統括責任者は、配置された病院の業務責任者を兼任することができない。

(2) 建物・設備管理業務責任者

前(1)号の条件に加えて、設備業務責任者が不在の場合は副責任者を置くこと。「統括責任者」と「設備業務責任者」の兼務は不可とする。

(3) 警備業務責任者

前(1)号の条件に加えて、警備員指導教育責任者及び施設警備業務検定2級以上の資格を有するものとする。

(4) 清掃業務責任者

前(1)号の条件に加えて、ビルクリーニング技能士及び病院清掃受託責任者の資格を有するものとする。

7 入札参加資格確認申請書等の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出方法

公告の日から令和5年1月11日(水)午後5時(必着)までに持参又は書留郵便により提出すること。持参による場合は、午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日(「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第187号))を除く。

(2) 提出場所

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀993番地の1  
松戸市立総合医療センター4階  
松戸市立総合医療センター事務局管財課

(3) 提出書類

- ア 松戸市病院事業制限付き一般競争入札参加資格審査申請書(指定用紙)
  - イ 事業所の適正化に向けた誓約書(指定用紙)
  - ウ 特定関係調書(指定用紙)
  - エ 元請け履行業務実績確認資料(実績を確認できる契約書、仕様書の写し等)
  - オ 統括責任者及び副統括責任者届出書(雇用が確認できる書類:直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上)を示す書類の写し(原則として健康保険被保険者証))
  - カ 実務経験証明書(実務経験を確認できる契約書、仕様書の写し等)
  - キ 一般財団法人医療関連サービス振興会による医療関連サービスマーク(院内清掃業務)認定証書の写し
  - ク 入札保証金を免除する書類の写し(契約書の該当部分)2件
  - ケ 貸借対照表及び損益計算書(直近3か年分)
  - コ 使用印鑑届兼委任状の写し
- ※共同企業体による参加にあたっては、以下の書類も併せて提出すること。
- サ 共同企業体協定書の写し
  - シ 共同企業体構成員一覧表
  - ス 委任状(共同企業体)

- (4) 令和5年1月12日(木)までに申請者に競争参加資格確認通知書を発送する。ただし、当該競争参加資格確認通知は、入札参加資格があると仮定して送付するものであり、正式な入札参加の確認は、開札終了後に落札

候補者を指名して行う。

## 8 現場見学会

入札参加資格の確認を受けた者で希望する者に対し、管理する施設や設備機器等を見学する現場見学会を実施する。

### (1) 日時（予定）

令和5年1月16日（月）、17日（火）

午前10時から午後5時

### (2) 内容

希望者ごとに1.5時間程度、院内及び病院敷地内を案内する。

### (3) 申込

入札参加資格審査申請書提出時に、現場見学会の参加希望を確認する。入札参加資格の確認後、日程調整のうえ個別に日時や集合場所等を連絡する。なお、1社あたりの参加人数は3人までとする。

## 9 仕様書等に関する質問

### (1) 受付期間

令和4年12月21日（水）から令和5年1月11日（水）午後5時まで

### (2) 提出方法

事務担当課の管財課まで電子メールで提出すること。

松戸市立総合医療センター事務局管財課

電子メール：mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp

### (3) 質問に対する回答

令和5年1月18日（水）までに受付期間中に受付したすべての質問内容及び回答を、入札参加資格を確認したすべての者に電子メールで回答する。

## 10 入札手続等

本事業の入札は郵便入札とし、入札参加資格者の立会いを求めず、当該入札に関係のない職員を入札立会人に指定して入札を執行する。

(1) 開札の日時 令和5年2月7日（火）午前10時

(2) 開札の場所 松戸市立総合医療センター 3階 入札室

(3) 郵送および持参場所

松戸市立総合医療センター4階 事務局管財課

※郵送および持参共に提出期限は、令和5年2月6日（月）午後3時までとする。

※郵送の場合、一般書留郵便、簡易書留郵便もしくは特定記録郵便で郵送とする。

※直接持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第187号））を除く。

## 11 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載する金額は総価とすること。

#### 1.2 入札保証金

入札に参加する者の入札金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。その際、納付したことが分かる証明書を提出するものとする。ただし、入札に参加する者が本事業の公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 過去10年以内において本事業と同種の公共事業を2件以上誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。

なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

#### 1.3 契約保証金

契約を締結するときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、松戸市病院事業会計規程第110条第3項の規定に該当する場合は、保証金を免除することができる。

#### 1.4 支払条件

委託料の支払い方法は業務完了検査合格後、月毎に支払うものとする。

#### 1.5 入札の中止

(1) 入札の執行は、松戸市病院事業の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。

(2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。

#### 1.6 入札の無効

松戸市病院事業会計規程第99条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札

- (4) 予定価格を超える入札
- (5) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (6) 明らかに連合であると認められる入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 1 7 落札者の決定

- (1) 本事業の入札は事後審査型であり、最低制限価格を設けているので、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者である場合に落札者とする。また、最低制限価格を下回った入札をした者は失格とする。
- (2) 2人以上の者が、落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者に関する通知は、「保留通知書」を送付して行う。
- (4) 落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に提出された書類に基づいて行う。ただし、入札参加申請時に提出できなかった書類がある場合、又は記載内容に変更がある場合は、落札候補者は開札日の翌日（休祝日を除く。）の午後5時までに当該書類を管財課まで再提出することができる。

#### 1 8 その他

令和5年度予算が市議会で可決されない場合には契約を変更または解除できるものとする。また、次年度以降の契約においても同じとする。

#### 1 9 事務担当課

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀993番地の1  
松戸市立総合医療センター4階  
松戸市立総合医療センター事務局管財課  
電話 : 047-712-0756  
電子メール : mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp